

教員資格再審査に係る学術誌の認定基準の申合せ

平成 29 年 3 月 1 日第 94 回連合農学研究科教授会承認
令和 7 年 3 月 3 日第 110 回連合農学研究科教授会改訂

この申合せは、東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査実施要項第 5 条に基づき、教員資格再審査に係る学術誌の認定基準に関する必要な事項を定めるものとする。

I. 国際学術誌

最近 6 年間に公表された論文についての国際学術誌の認定基準は、当該論文掲載年に Web of Science Core Collection (Clarivate Analytics 社) に収録されている学術誌又は Scopus (Elsevier 社) に収録されている学術誌とする。

II. 日本国内学術誌

最近 6 年間に公表された論文についての日本国内学術誌の認定基準は、次に規定する学術研究団体が発行する学術誌とする。

日本学術会議会員推薦委員会による協力学術研究団体に記載された団体で次の全ての項目を満たしている団体

- 一 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること。
- 二 学術研究の向上発達を図るための活動が 3 年を超えて行われていること。
- 三 構成員による学術研究の発表又は討論のための集会を年 1 回以上開催していること。
- 四 学術研究論文（概要及び抄録を含む。）の発表のための刊行物（査読制度がもうけられているものに限る。）を年 1 回以上発行していること。
- 五 運営及び活動に係る方針を決定する総会又はこれに準ずるものを年 1 回以上開催していること。
- 六 構成員の資格を特定の地域内に居住し、又は勤務している者に限定していないこと。

III. 上記 I 及び II 以外の学術誌等に掲載された論文については、1 報毎に代議委員会により指名された 3 名以上の査読者（学外 1 名以上を含む当該分野の専門家）による査読意見に基づき、上記学術誌に掲載された論文と同等以上の学術的な内容を含むと代議委員会が判断した場合に限り、要件を満たす論文として取り扱うものとする。

IV. 人文社会科学系教員としての審査を申請した者の教員資格審査における学術誌の認定基準については、別に定めるものとする。

参考

日本学術会議会員推薦委員会による協力学術研究団体は、以下で閲覧可能

<http://www.sci.go.jp/ja/group/dantai/index.html>